

令和8年6月23日

保護者の皆様

狛江市立和泉小学校
校長 鷲見 真太郎

非常変災等の発生時における対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃から本校の教育活動に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。
本校では、災害発生時における児童（生徒）の安全確保及び保護者等との連絡体制の確立並びに施設点検等について対応しておりますが、令和8年6月3日の台風6号の対応を受けて、下記のように変更しました。
今後非常変災等が発生すると予想される場合は、下記の対応となりますので御了承ください。

非常変災等（台風接近、異常気象、線状降水帯など）の発生時の対応

学校教育法施行規則第63条

非常変災その他の急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小・中学校についてはその旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない。

※【判断の目安】 気象庁等から狛江市に発令

- ① 警戒レベル3・4・5 （大雨・洪水、河川、避難、土砂災害情報含む）
- ② 特別警報、危険警報、警報 （大雪、暴風・暴風雪のいずれか）

【前日正午までに対応】

予報により、翌日午前8時頃から午後3時頃まで

※【判断の目安】が1つでも発令されると
予想される場合

オンライン授業

（小学校学童クラブの利用の児童は原則出席扱い）

小田急小田原線・京王線の計画運休が
決定している場合

臨時休業

学校の対応

各ゾーンで対応を決定し、指導室へ報告

決定した内容を文書配布、メール配信、学校ホームページへの掲載など全家庭に連絡

前日にオンライン授業と判断したが、翌日に教職員が出勤できず、補教等の対応による授業が成立しない場合については、臨時休業となる場合があります。

担当：狛江市立和泉小学校
副校長 吉川 俊
Tel 3480-3881